

大和郡山市事業者家賃支援給付金についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大により、売り上げが大幅に減少している事業者の事業継続を支援するため、国の事業者家賃支援給付金の交付を受けた事業者に、市独自施策として給付金を支給しています。

対象＝国より「家賃支援給付金」の交付を受けた賃貸借契約物件が市内に存在する事業者

支給額＝国の家賃支援給付金の対象となった市内物件について、家賃月額額の3分の1（1円未満切捨）を6ヶ月分支給（ただし、上限20万円）

期間＝令和3年2月28日（日）まで

詳細＝申請方法等詳細は、市のホームページをご確認ください

問合せ＝住宅課 事業者家賃支援給付金担当（内線645）



年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象＝

【高齢基礎年金を受給している人】

以下の要件を全て満たす人

- ①65歳以上である
- ②世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ③年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人】

- ①前年の所得額が約462万円以下である

請求手続＝

【新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける人】

対象になる人には、日本年金機構から10月中旬頃、請求可能な旨のお知らせを送付します。

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続が完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

【年金を受給しはじめる人】

年金の請求手続きと併せて年金事務所等で請求手続きをしてください。

◆日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、家族構成や口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めことはありません。年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときは、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へお電話ください。

問合せ＝ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）、奈良年金事務所（☎0742-35-1371）

児童扶養手当を受給していないひとり親世帯の人へ

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みでしょうか。該当の人は、令和2年12月28日までに申請をお願いします。（一定の収入制限があります。）

対象者＝平成14年4月2日以降に生まれた児童（一定以上の障害がある場合は20歳までの児童）を養育しているひとり親世帯の人で、①公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない人、又は②新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、直近の収入が減少した人

※児童扶養手当を受給されている人（令和2年6月分受給者）につきましては、8月20日に振込済です。（基本給付）

問合せ＝こども福祉課 こども係（内線522）

イオンモール大和郡山&元気城下町プラザ オープン10周年記念 プロジェクションマッピング

イオンモール大和郡山及び元気城下町プラザのオープン10周年を記念してプロジェクションマッピングを実施します。

日程＝10月31日（土）

時間＝①18:00～②18:45～③19:30～④20:15～

場所＝イオンモール大和郡山 東側平面駐車場

入場料＝無料（観覧スペースを設けます。）

※観覧スペースへの入場は当日配布される整理券が必要になります。

※詳しい内容はイオンモール大和郡山のホームページにてご確認ください。

問合せ＝イオンモール大和郡山 営業担当（☎52-6800）、都市計画課（内線633）

新型コロナウイルス感染症に関する不当な差別や偏見をなくしましょう

新型コロナウイルス感染症に関連する、不当な差別、偏見、いじめ等は決して許されるものではありません。だれもが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めていただき、お互いに相手のことを思いやる気持ちを持っていただきますようお願いいたします。